

政令第三百二号

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める政令

内閣は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成二十九年法律第六十三号）附則第一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日は、平成三十一年四月三十日とする。

理由

天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行期日を定める必要があるからである。